京都大学大学院農学研究科の組織に関する規程及び京都大学大学院人間・環境学研究科の組織に関する規程新旧対照表

京都大学大学院農学研究科の組織に関する規程

改 正 前

(平成16年達示第15号)

(前 略)

(副研究科長)

第3条 農学研究科に、副研究科長3名を置く。 2 \sim 4 (略)

(後略)

京都大学大学院人間・環境学研究科の組織に関する規程

(平成16年達示第16号)

(前 略)

(副研究科長)

- 第2条の2 人間・環境学研究科に、副研究科長 2名以内を置くことができる。
- 2 副研究科長は、人間・環境学研究科の専任の 教授をもって充て、教授会の議を経て、研究科 長が指名する。
- 3 副研究科長の任期は、<u>2年とし、再任を妨げない。ただし、指名する研究科長の任期の終期</u>を超えることはできない。
- 4 副研究科長は、研究科長の職務を助ける。 (後 略)

(副研究科長)

改

第3条 農学研究科に、副研究科長4名を置く。 $2\sim4$ (同 左)

正

(副研究科長)

- 第2条の2 人間・環境学研究科に、副研究科長 3名以内を置くことができる。
- 2 (同 左)
- 3 副研究科長の任期は、<u>指名する研究科長の任期の範囲内において、当該研究科長が定める。</u> ただし、再任を妨げない。
- 4 (同 左)

附則

この規程は、平成29年5月1日から施行する。